平成２４年（フ）第８６号
長野県中野市西２丁目２番６号　高梨コーポラス303
債務者　岡村　久子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字善生谷26番地
債務者　浅田　康博
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
京都府綴喜郡宇治田原町大字岩山小字善生谷26番地
債務者　浅田貴美子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１５号
京都市東山区東大路五条上ル梅林町563―３エクセルコート京都五条坂401号、住民票上の住所京都市東山区渋谷通本町東入北棟梁町304番地　アスヴェル京都東山五条402号室
債務者　工藤真裕美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２７号
京都市山科区大宅烏田町44番地　勧修ハイツ202
債務者　西村　睦子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１１号
京都市西京区山田葉室町13番地175
債務者　吉田　綾子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
広島県呉市天応東久保１丁目７番21号
債務者　アトリエ・ド・レネットこと　西村龍也
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６７号
広島県竹原市下野町1431番地６
債務者　竹吉　勝則
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６８号
広島県竹原市下野町1431番地６
債務者　竹吉　尚美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６９号
広島県呉市広大新開１丁目２番20―602号
債務者　花岡加代美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３４号
愛媛県宇和島市白浜222番地２
債務者　溝辺　栄行
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４８号
福岡県嘉麻市漆生1270番地25　稲築ゆめが丘漆生団地22号
債務者　桑野千加子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３９号
福岡県直方市大字上頓野1416番地３、前住所福岡県田川市大字夏吉607番地16
債務者　水田　聖一
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9042番地６　ハイム古賀102号
債務者　長野　公典
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１４号
愛知県知立市山町四組８－１ゴールドマンション安井Ⅲ448号室、申立時の住所大分県杵築市大字南杵築655スカイメゾンⅠ103号室　中山健一郎方
債務者　榊　　真吾
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
宮崎市吉村町江田原甲208番地33
債務者　廣島　輝匡
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４号
北海道磯谷郡蘭越町蘭越町756番地９
債務者　干場　未来（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
札幌地方裁判所岩内支部